

基金情報

No.158

平成27年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

平成26年度・主要事業概況

事 項	2月末数	対前月増減数	事 項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	215	0	年金掛金 調定額(円)	1,744,331,110	
加入員数(人)	男子	4,141	-12	年金掛金 収納額(円)	1,733,783,460
	女子	2,080	-6	年金掛金 収納率	99.40%
	計	6,221	-18	事務費掛金調定額(円)	38,272,628
平均標準給与月額(円)	男子	339,868	88	資産運用 信託資産額(時価)	307億5,846万円
	女子	232,885	222	修正総合利回り	14.91%
	計	304,098	133	ベンチマーク差	-1.51%
受給者数(人)	6,516	14	慶弔金の支給件数・金額	62件125万円	
平均年金額(円)	528,251	1,208	年金相談件数	530件	

年金関係

【国】の年金額が増額となります～平成27年4月分より～

- ① 国の年金額は、物価・賃金の変動により年度ごとに改定が行われ、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合は、賃金上昇率で改定することになっております。平成27年度の国の年金額は賃金上昇率(2.3%)で改定されます。(賃金上昇率2.3%、物価上昇率2.7%)
- ② 国の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっていたため、平成24年度の法律改正により平成25年10月(▲1.0%)・平成26年4月(▲1.0%)・平成27年4月(▲0.5%)にかけて段階的に特例水準の解消をしております。それにより平成27年4月からの国の年金額は▲0.5%の引き下げが行われます。
- ③ 平成27年4月から②の特例水準が解消され、それによりマクロ経済スライド(賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み)による年金額の調整が実施されます。調整率は▲0.9%(公的年金被保険者数の変動率▲0.6%、平均余命の伸び率▲0.3%)

上記①～③のことから、平成27年4月からの国の年金額は0.9%の増額となります。

(①2.3%、②▲0.5%、③▲0.9%=0.9%)

【当基金の年金について】

当基金の年金は国の老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を代行しているため、在職(当基金加入事業所)されている方の年金については、国の年金額・給与額・賞与額に基づき、厚生年金の在職年金のしくみにより停止すべき額を算出しております。そのため、今回の国の年金額の変更に伴い、当基金の年金額に変更はありませんが在職年金のしくみにより算出される停止額に変更が生じます。

当基金では、国の年金支給停止額の情報提供を受けており、その情報を基に在職年金の支給停止額の変更を行っております。情報提供には2ヶ月ほど期間を要するため、今回の国の年金額変更に伴う基金の支給停止額変更処理は平成27年6月1日支払分には間に合いません。国からの情報提供後随時、変更処理を行ってまいりますのでご了承ください。(在職年金の停止額に変更が生じる受給権者の方へは、変更処理を行い次第ご本人へご通知いたします。)

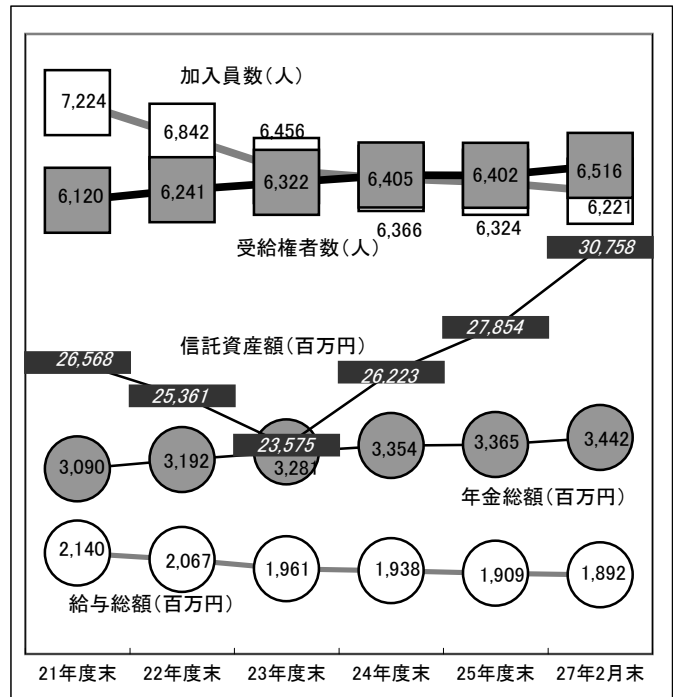
年金関係

【国】在職年金の支給停止基準額が変更になります～平成27年4月より～

国の在職年金の停止額を計算するために基準となる額は、基本月額(※注1)と総報酬月額相当額(※注2)です。今回の改正により、在職年金の停止額を計算する上での支給停止基準額が46万円から47万円に変更になります。(※注1 基本月額)老齢厚生年金と基金代行部分合算の年金額/1.2 (※注2 総報酬月額相当額)その月の標準報酬月額(給与)+過去一年間の標準賞与総額/1.2

合計額		総報酬月額相当額	受けられる在職者齢年金の月額
【60歳以上65歳未満の在職者齢年金計算式】			
「基本月額」+「総報酬月額相当額」が28万円以下		-	全額支給(支給停止されない)
「基本月額」+「総報酬月額相当額」が28万円超	基本月額が28万円以下	47万円以下	基本月額-(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)÷2
		47万円超	基本月額-[(47万円+基本月額-28万円)÷2+(総報酬月額相当額-47万円)]
	基本月額が28万円超	47万円以下	基本月額-(総報酬月額相当額÷2)
		47万円超	基本月額-[47万円÷2+(総報酬月額相当額-47万円)]
【65歳以上の在職者齢年金計算式】			
「基本月額」+「総報酬月額相当額」が47万円以下			全額支給(支給停止されない)
「基本月額」+「総報酬月額相当額」が47万円超			基本月額-(基本月額+総報酬月額相当額-47万円)÷2

主要事業の推移



【慶弔金の種類】

- ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。
 ≪口座振替銀行≫
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

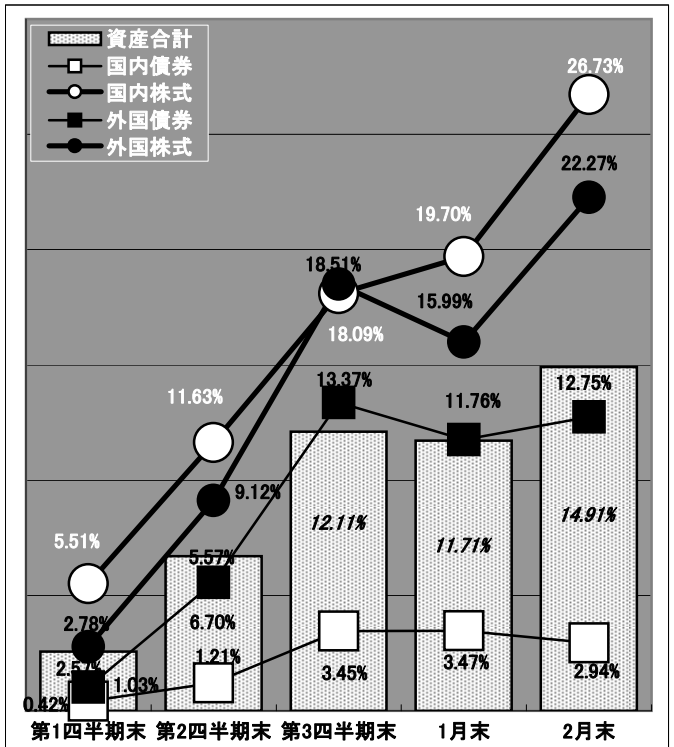
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。
 詳しくは当基金までお問合せください。

*** 3月分の掛金納入期限は、平成27年4月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	耐圧硝子工業㈱	渡辺 基之 氏	H27. 2. 5
所在地変更	㈱池田硝子	横浜市港北区	H27. 2. 1

年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成26年度>



【お願ひ】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご高覧いただけますようご配慮方よろしくお願ひ申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご利用ください
<http://www.glskkn.com>

4月の予定

- 15日 告知書(3月分)発送
- 23日 算定基礎届等送付日程文書発送

※ 4月分の適用関係書類の切替は5月8日です。